

<金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習の受付を開始しました>

- 会員の皆様からご要望が寄せられている「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」(以下、「限定技能講習」と記します。)を令和6年4月23日(火)に開講いたします。
- 令和6年2月27日付で、群馬労働局への登録が認められたので(登録番号第207号)、受講申し込みの受付を開始します。具体的な申込方法は太田協会のホームページに掲載されている限定技能講習の開催案内をご覧ください。
- なお、限定技能講習は来年度(令和6年度)2回、令和6年4月23日(火)及び10月1日(火)実施する予定です。平日の1日講習ですので、作業主任者になることが予定されている方に限らず、有害物質から身を守る知識を得るという観点から、一般作業者につきましても、積極的な受講をお願いします。

◎金属アーク溶接作業やアークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業など(以下「アーク溶接作業等」と記します。)で発生する溶接ヒュームはじん肺に罹患するおそれがあることから、粉じん作業としての衛生管理が行われてきました。しかし、近年発がん性や神経障害、呼吸器障害等の有害性が明らかになったことから、令和3年4月より、特定化学物質(第2類物質)としての規制も受けることになりました。

◎これに伴い、アーク溶接作業等の作業を行う場合には、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(以下「特化物等作業主任者技能講習」と記す。)を修了した者の中から特定化学物質作業主任者を選任する必要性がありました。

◎しかしながら、特化物等作業主任者技能講習の受講者の多くがアーク溶接作業等だけに従事しているにもかかわらず、溶接ヒューム以外の特定化学物質等に関する全ての科目を受講する必要があることから、受講生の負担が大きく、アーク溶接作業等に限定した講習の新設が強く求められていました。

◎このような状況を受け、特化物等作業主任者技能講習のうち、アーク溶接等作業に係るものに限定した技能講習として新設されたのが、今回開講する限定技能講習です。

◎なお、従前どおり、アーク溶接作業等を行う場合において、特化物等作業主任者技能講習を修了した者の中から、特化物等作業主任者を選任しても差し支えありません。

◎厚生労働省告示で示された限定技能講習のカリキュラムは次のとおりです。

1 健康障害及びその予防措置に関する知識	1時間
2 作業環境の改善方法に関する知識	2時間
3 保護具に関する知識	2時間
4 関係法令	1時間

<総所要時間 6時間 休憩等を除く>

【根拠法令等】

労働安全衛生法第14条

労働安全衛生法施行令第6条第18号(別表第3第2号34の2)

労働安全衛生規則第16条第1項(別表第1)

特定化学物質障害予防規則第27条

化学物質関係作業主任者技能講習規程(令和5年4月3日厚生労働省告示第168号)